

短期給付
からの
お知らせ

という表示があっても、すべてが対象ではありません！

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかるときはご注意を!

柔道整復師は、骨折やねんざなどの症状に対して、応急処置的な医療行為(施術)を行うことができますが、組合員証等(保険証)が使える場合と使えない場合があります。

皆さまからお預かりした掛金を大切に使うためにも、施術を受けるときには、負傷原因を正確に伝えて、柔道整復師のかかり方を正しく理解した上で受診してください。

組合員証等(保険証)が使える場合

- 外傷性のねんざ・打撲の施術
- 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術
(応急処置後の施術には、医師の同意が必要です)



組合員証等(保険証)が使えない場合

- 日常生活における単なる疲労・肩こり・腰痛・筋肉痛など
- スポーツや部活動にともなうからだのケア
- 病気によるこりや痛み
- 脳疾患後遺症・リウマチなどの慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 医療機関(病院等)で治療中のもの
- 工作中や通勤途中におきた負傷(公務災害等)

施術を受けるときの 注意点



- 負傷の原因を正確に伝えましょう
- 医療機関(病院等)での治療と重複はできません
- 施術が長びくときは、医師の診察や検査を受けましょう
- 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう
- 療養費支給申請書は自分でサイン(署名)しましょう
- 領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう
- 交通事故など第三者行為による施術の場合で組合員証等(保険証)を使う場合は、必ず共済組合に連絡してください

組合員証等(保険証)を使って施術を受けた場合、施術内容や負傷原因などを共済組合から照会させていただきますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

柔道整復師の施術を受ける場合、このほかにも詳しく定められておりますので、ご不明な点は、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 保険課 ☎ 048-822-3306